

第1回 「(仮称) 長浜市手話言語条例」を検討する懇談会 会議概要

日 時：令和3年8月5日（木）10：00～12：10

場 所：長浜市役所2階 2-A会議室

出席者：【委員】志藤委員（座長）、松本委員（副座長）、石川委員、前田委員、
新村委員、山田委員

【健康福祉部】福永部長、横田次長

【しょうがい福祉課（事務局）】藤田、中上、川嶋、松田、辻

欠席者：永松委員（1人）

1 開会（挨拶）

長浜市健康福祉部長から開会の挨拶があった。

2 自己紹介

各委員から自己紹介があった。

健康福祉部長、次長から自己紹介があった。

事務局から欠席者の報告、事務局の自己紹介があった。

3 正副座長の選出について

事務局提案により、座長は志藤委員、副座長は松本委員が選出された。

座長から挨拶があった。

4 議題

（1）会議の公開について

原則通り公開することに決定された。

（2）「(仮称) 長浜市手話言語条例」の制定について

資料1、資料1-2、資料1-3、資料1-4、資料4により事務局から説明があった。

（3）先進事例の紹介

資料2-1、資料2-2、資料3により事務局から説明があった。

議題（2）、議題（3）について、委員からの主な意見等は次のとおり。

（座長）

手話言語条例は前文で条例制定の背景や趣旨を説明しており、このような構成は

憲法等の大きな法律以外にはあまりないものであり、特徴的で大切な部分だと思います。背景として、手話が言語として認められてからの歴史はあまり長くなく、むしろ、教育現場を含めて、ろう者の言語としては疎外されてきた歴史があります。街中で手話を使うことに違和感がなくなってきたのも、比較的最近のことだと思います。それまでは、口話を学び、使うということを求められる中で生活されてきたという歴史があります。そうではなく、自分たちの文化を反映した言語としての手話を、普通に使える社会を目指したい、というのが一番大きな趣旨だと思います。そのためには、どのように取り組んでいけばいいのかという部分を含めて、「手話は言語なんだ」と、言っているだけでは進まないで、中身をどうしていくのかというのを考えて、前文などに書いていく必要があると思います。

また、条例の名称などについても皆さんの思いもあると思いますので、そういった部分を含めて意見交換していけるとよいと思います。

(委員)

長浜市は観光の街という特徴があります。ろう者の方の受け入れという視点があるとよいと思います。現時点では長浜市の条例案がないので、具体的な意見が出しにくい部分があります。

(委員)

内容や使っている言葉が難しく感じます。説明するのも難しいし、ろう者の方には難しい言葉が理解できない人も多いので、なるべく簡単な言葉がよいと思います。

(座長)

他の自治体で、子どもにも伝えていける言葉を使うという提案もありました。どこまで簡単にするかは難しいですが、そういった考え方もあると思います。

(委員)

ろう者の方が、コミュニケーションをうまくとれないことが原因でコミュニティから外れてしまうといったことがありました。また、自分自身も手話を学んでみようかと思ってやってみたのですが、とても難しいと感じました。

(座長)

ろう者の方や聴覚しょうがい者の方はそんなにたくさんはおられないと思いますが、そういった人との出会いをどう考えていくかはとても大切なことだと思います。この条例をきっかけに、手話と出会う、手話を必要とする人と出会うということを考えていけるといいのかな、と思います。

条例を作ることが目的ではないので、ろう者の方が何に困っているのかとか、普段どのようなことを考えているのかとか、考える機会が広がり、お互いの理解を深める、大きなきっかけにしていかなければならないと思います。

多くの人に広めていく必要があるので、先ほどの話にもあったように、わかりやすい言葉でわかりやすい表現、ということも大切だと思います。名称なども含めて、

市の特徴に合わせるなど、市民の方の身近な条例になるといいのではないかと思います。

(委員)

前文はとても大切な部分だと思います。わかりやすく表現すると、意味が違ってしまうことがあるので、この部分については、難しい言葉を使ってでも、正確な表現が必要だと思います。

条例は飾りではないので、条例に基づくそれぞれの役割について、具体的に記載してほしいと思います。

名称についてですが、今思いついたのですが、「手話でともに暮らす」、という言い方はどうかな、と思いました。

また、条例だけ作っても、理解できないという方も多くおられると思いますので、条例に関する学習会を開催するなどの活動も必要ではないかと思います。

(座長)

資料は事前に送付いただいておりますが、それをぱっと読んで意見を言うというのも難しいところかと思いますので、次回開催に向けて考えてほしい部分、焦点について提案させていただきたいと思います。

1つは、前文に盛り込んでほしい内容について、モデル案を参考に考えてみてください。また、前文の最後にくる、この条例によって、こういう街にしたいという部分です。ろう者の方の視点、健聴者の方の視点、この2つの視点があると思います。きちんとした文章でなくても、こういうイメージや単語を入れたい、といった感じでもけっこうです。

次に、名称についてです。全国ろうあ連盟のホームページに、制定済の条例の一覧もありますので、参考に考えてみてください。

あとは、条例の内容で一番大切な部分である目的と、実際に誰が何をするのかという、役割の部分です。市民が主体となって、私たちはこういうことがしたいんだ、という内容を条例に盛り込めたら、よい条例になると思います。

このあたりを考えていますが、今後、素案を作っていくというスケジュールであり、一定時期までに事務局も意見がほしいと思いますので、頃合いを見て、事務局から、各委員にヒアリングなどしていただくということでどうでしょうか。

(事務局)

わかりました。

(4) アンケート調査の実施について

資料5-1、資料5-2、資料5-3により事務局から説明があった。

議題(4)について、委員から主な意見等は次のとおり。

(委員)

聴覚しょうがい者の方が独学で手話を学ぶということは、ほとんどないと思います。健聴者の方用の選択肢となってしまうので、変更したほうがよいと思います。

(委員)

内容がこのままだと、難しい漢字や表現が理解できない方もおられると思いますので、そういった方への配慮が必要だと思います。日本語とろう文化の違いで意味が通じないこともあります。説明会などがあれば、正しく意味を理解して回答できる方もおられると思います。

(委員)

筆談でやりとりしていると、使える漢字は小学校で習うぐらいまで、という方もおられます。場合によっては、支援者の方に協力を依頼するとよいのではないかと、思います。

(座長)

手話通訳士（者）に対するアンケートは、対象が10名程度であれば別の手法をとった方がよいのではないかと思います。

手話がわかる、わからないという質問は主観となってしまうので、回答が難しいと感じます。また、手話を学ぶという表現については、言語としての手話を獲得するというのとは、ニュアンスが違うので、聴覚しょうがい者の方への質問としては、意図している受け止め方とずれが生じるのではないかと思います。

アンケートの対象者の幅が広いので、一律の設問で回答を求めることが難しいように感じます。根本的な話になってしまうのですが、条例制定後の施策の検討に向けて、実際の生活での困りごとの内容やその解消に向けた設問に内容を絞っていくといったことも必要ではないかと思います。

(委員)

せっかくの機会なので、有意義なアンケートを実施してほしいと思います。そういった意味では、予定のスケジュールでは少し厳しいのではないかと思います。

(事務局)

現状、把握しているのは身体障害者手帳の情報のみですので、まず、ろう者の方や中途失聴・難聴の方がどれだけおられるのか、といった基本的な項目を把握したいという意図がありました。また、内容的には、条例の制定に対する意見に関する部分と、施策の検討に向けた、現状の聞き取りに関する部分が混在しています。条例の制定に関する部分は急ぐ必要があると考えていますし、施策に関する部分については、今後の話になるので、もう少しゆとりがあると考えています。

スケジュールの見直しは、必要に応じて行いますので、このスケジュールにとらわれず、ご意見をいただきたいと思います。

(座長)

条例に盛り込む内容について、意見を伺うことはとても大切だと思います。ただ、今日の議題にあったように、条例の制定についてきちんと説明をした上でないと、難しいのではないかと思います。それよりも、日常で困っていることや、手話によってどういった広がり期待できるのか、といったことを明らかにして、条例の趣旨や目的、こういった社会を目指してこんな条例を作りたいのですが、どう思いますか、という聞き方をした方が伝わりやすいのではないかな、と思います。

とりあえず、アンケートについては内容を事務局で検討していただいて、皆さんにお返しいただくということでもよろしいでしょうか。せっかくの機会ですので、可能であれば、もう少し時間を取って、調整いただければよいかなと思います。

私は、条例制定後の他の自治体と関わっていますが、この条例は制定後が大変だと感じています。今後に向けて、条例をきっかけに、市民の方の気持ちがぐっと寄って、多くの方に協力していただけるようになるとよいと思いますので、じっくり検討していただきたいと思います。

(5) 意見交換

議題（4）までの意見をもって、意見交換とした。

(6) その他

事務局からの連絡事項の伝達

- ・次回予定は10月だが、アンケートの件なども踏まえて後日調整します。
- ・次回までに関係団体とのヒアリングを経て、条例の素案をお示しする予定でしたが、次回の内容についても再度調整させていただきます。

5 閉会（挨拶）

長浜市健康福祉部次長から閉会の挨拶があった。